## 特集 経済法・経済規制と産業組織

## ――特集を編集するにあたって――

## 松村敏弘

この特集は、東京大学社会科学研究所の全所的プロジェクト「失われた 10 年?:90 年代日本経済をとらえ直す」の一環として行われた「日本経済と産業組織」プロジェクトの研究成果を公表する目的で編集された。

90年代の日本経済の低迷は2000年以降も続き「失われた10年」が「失われた15年」になろうとしている。この低迷には多くの原因があるとしても,日本経済全体の構造改革の遅れがその原因の一つであると考えられてきた。しかし一方で,90年代以降の15年間は,(緩慢であるにしても)規制改革が確実に進展した時期でもある。従来事業法によって地域独占を保証され,国際的に見て割高な価格を強いられてきた電力・都市ガスなどのエネルギー市場で参入の自由化をはじめとする規制改革がスタートするなど,あらゆる経済規制の見直しの必要性が認識された時期でもあった。規制改革,公と私の役割分担の見直しに関連して,事業法に代表される官による直接規制・事前規制を間接規制(経済的規制)・事後規制に置き換えることが広く提唱されている。その望ましい規制体系の中で,競争法の役割はますます重要になっている。本特集では独占禁止法に代表される競争法を中心に、各種事業法,国際貿易協定,知的財産関連法等の広義の「経済法」を経済学,とりわけ産業組織の観点から分析することを目的としている。

「経済法」はその成り立ちから経済学と密接な関係があり、今更これを経済学的に分析する意味はないと考える者もいるかもしれない。私たちは、だからこそこれをきちんと分析する意味があると考えている。法・制度を経済学的に分析する学問分野である「法と経済学」に関しては、既に日本でも多くの研究の蓄積がある。米国のLaw School で、法と経済学の発想、経済学的な思考が定着していることからもわかるように本来、経済学的な見方は法的思考との親和性が高い。しかし、現実の法律を巡る議論においては、経済学的な発想と法学的な発想の間に大きなギャップが存在することも事実である。近年の借地・借家法を巡る法学者と経済学者との間の激しい論争はそれを如実に物語っている。しかしこのようなギャップは、従来から経済学的思考と距離があると考えられてきた憲法、刑法、民法といった分野特有の現象であり、経済学との距離が比較的近いと考えられて

## 特集 経済法・経済規制と産業組織

きた独占禁止法や証券取引法等のいわゆる「経済法」には無縁のことである,との誤解が一部の経済学者にはある。実際,「経済法」の多くはその成り立ちから経済学と密接な関連を持っている。しかし現実の「経済法」の内容と経済学の間には,他の法律分野と同様に大きなギャップがある。逆にギャップをはじめから認識している他の法律分野よりも,「距離が近いはず」という思いこみがあるこの分野の方が問題が深刻であるとさえいえる。このような観点からあえて「経済法」を分析対象として選択したのである。

本特集では、日本の経済法の抱える問題点を産業組織の観点から多面的に明らかにする論稿を集め、あわせて日本における産業組織の研究の現段階を示すことを試みた.具体的には、競争・競争政策の分析から、公益事業の事業法、特許法、貿易ルールなど多面的な分析をカバーすることができた。この特集が読者の批判を誘発し、活発な議論の出発点となることができたとしたら担当者にとって望外の喜びである。改めて、この特集のために、優れた論文を寄せてくださった執筆者の皆様に御礼を申し上げる。